岩沼市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　岩沼市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　岩沼市営住宅条例（平成九年岩沼市条例第十号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成二十七年四月一日から
　平成二十八年三月三十一日まで

平成二十七年三月三十一日
　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
　理事長　千葉　宇京

大崎市市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　大崎市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　大崎市市営住宅条例（平成十八年大崎市条例第二百六十号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成二十七年四月一日から
　平成三十年三月三十一日まで

平成二十七年三月三十一日
　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
　理事長　千葉　宇京

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、さいたま市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称
　埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称
　さいたま市市営住宅条例施行規則（平成十三年さいたま市規則第二百二十五号）別表第一及び別表第二に掲げる市営住宅等（氷川住宅を除く。）

三　管理の内容
　イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）
　ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間
　平成二十七年四月一日から
　平成三十二年三月三十一日まで

平成二十七年三月三十一日
　埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号
　埼玉県住宅供給公社
　理事長　前田　一彦

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、熊谷市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称
　埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称
　熊谷市営住宅条例施行規則（平成十七年熊谷市規則第百九十二号）別表第一から第三に掲げる市営住宅等

三　管理の内容
　イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）
　ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間
　平成二十七年四月一日から
　平成三十二年三月三十一日まで

平成二十七年三月三十一日
　埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号
　埼玉県住宅供給公社
　理事長　前田　一彦

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、越谷市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称
　埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称
　越谷市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年越谷市規則第三十九号）別表に掲げる市営住宅等（第二弥十郎中層住宅を除く。）

三　管理の内容
　イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）
　ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間
　平成二十七年四月一日から
　平成三十二年三月三十一日まで

平成二十七年三月三十一日
　埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号
　埼玉県住宅供給公社
　理事長　前田　一彦

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　静岡県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
　静岡県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等の名称
　静岡県県営住宅条例施行規則（平成九年静岡県規則第三十三号）第二条別表左欄に掲げる名称

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
　㈠　法第四十七条第三項第一号から第三号までに掲げる権限（第一号に掲げる権限にあっては、入居者を公募することに限る。）を行うこと。
　㈡　静岡県県営住宅条例（昭和三十六年静岡県条例第二十六号）第三十七条第二項各号（第七号を除く。）に掲げる権限を行うこと。
　㈢　県営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
　平成二十七年四月一日から
　平成二十八年三月三十一日まで

平成二十七年三月三十一日
　静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
　静岡県住宅供給公社
　理事長　矢野　弘典

大阪府営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第一項の規定により次のとおり大阪府に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称
　大阪府住宅供給公社

二　管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
　平成十二年大阪府告示第一四六四号（府営住宅の名称及び位置）に規定する名称

三　管理の内容
　公営住宅法第二十一条に規定する修繕業務（ただし、大阪府営住宅条例（昭和二十六年大阪府条例第四十五号）第五十五条の規定により指定管理者に行わせるとした業務を除く。）

四　管理を行う期間
　平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

平成二十七年三月三十一日
　大阪市中央区今橋二丁目三番二一号
　大阪府住宅供給公社
　理事長　佐野　裕俊

重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価方法書の公告

奈良県環境影響評価条例（平成十年奈良県条例第十一号）第五条の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及びこれを要約した書類（以下「方法書要約書」という。）を作成しましたので同条例第七条の規定に基づき、以下のとおり公告します。

一、事業者の氏名及び住所
　名称　株式会社南都興産
　代表者の氏名　谷　盛巌
　主たる事務所の所在地
　奈良県御所市蛇穴四〇六番地の一